

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 32 期青少年問題協議会 第 4 回定例協議会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 6 年 5 月 20 日（月）午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 1 階 センタースクエア
議 題		1 開 会 2 委嘱状交付及び委員紹介 3 議 事 (1)「豊島区子ども・若者総合計画(令和 7～11 年度)」策定スケジュールについて（資料 2） (2)「豊島区子ども・若者総合計画(令和 2～6 年度)」の目標達成状況（資料 3、4） (3)新たな「豊島区基本計画」について（資料 5） (4)「豊島区子ども・若者総合計画(令和 7～11 年度)」の施策の方向について（資料 6） 4 報 告 (1) 児童発達支援センターの開設について（資料 7） (2) 今後の区立保育園のあり方に関する検討について（資料 8） (3) 母子保健事業について（資料 9） 5 閉 会
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子、井戸喜久男、安井祐司、齊藤妙子、白熊千鶴子、松田晴行、松田文子、稲垣昌弘、小林豊茂、中野航綺、井上幸一、根岸光洋、川瀬さなえ、清水みちこ、宮島甲児、天貝勝己、金子智雄
	常任幹事	福祉部長、子ども家庭部長、児童相談所長、教育部長、治安対策担当課長、福祉総務課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長、自立促進担当課長、健康推進課長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、保育政策担当課長、庶務課長、教育施策推進担当課長、放課後対策課長、教育センター所長、巣鴨警察署生活安全課長、池袋警察署生活安全課長、目白警察署生活安全課長、巣鴨少年センター主査
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員

会議資料	・資料 1	第 32 期豊島区青少年問題協議会委員名簿
	・資料 2	「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」の策定スケジュール
	・資料 3	現在の計画の進捗を測る指標の達成状況について
	・資料 4	「子ども・若者総合計画(令和 2～6 年度)」令和 5 年度実施状況調査結果【重点事業】
	・資料 5	新たな「豊島区基本計画」について
	・資料 6	「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」の施策の方向（案）
	・資料 7	豊島区立児童発達支援センターのご案内
	・資料 8	「今後の区立保育園のあり方に関する検討」について
	・資料 9	母子保健事業について
	・意見票	
	・参考資料 1	豊島区青少年問題協議会条例
	・参考資料 2	豊島区青少年問題協議会要綱
	・参考資料 3	豊島区の状況について（としま政策データブック 2023 抜粋）
	・参考資料 4	第 32 期豊島区青少年問題協議会の運営等について
	・参考資料 5	豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査（令和 6 年 3 月）

審 議 経 過

1 開 会

2 委嘱状交付及び委員紹介

3 議 事

(1)「豊島区子ども・若者総合計画(令和 7～11 年度)」策定スケジュールについて（資料 2）

（ 事務局より資料に基づき説明 ）

会 長 ：議事進行をさせていただきます。本日は議事が 4 件、報告事項が 3 件ございます。

議事 (1) 豊島区子ども若者総合計画（令和 7 年～11 年度）の策定スケジュールについて
資料に基づき事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：はい、お手元の資料の子ども若者総合計画改定スケジュールをご覧ください。

前回の会議のものから若干の修正等がありますが、定例会全体会のスケジュールに変更等はありません。本日の第4回の会議で骨子案の検討、9月の第5回で素案の検討、11月の第6回で素案の確定をし、パブリックコメント等を経た上で、3月に答申の予定です。

答申に際して、子どもの権利委員会、子ども子育て会議と合同で会議を開催する予定です。

会長：今年度は子ども若者総合計画を策定していく年になっています。昨年度はその計画を策定するため参考として実態意識調査を実施いたしました。

その結果が、黄色い冊子です。この調査結果をもとに、新しい豊島区子ども若者総合計画の策定を進めていきます。

何かご意見やご質問はありますか。

事務局より説明いただいた資料に基づき、定例会議では3回の会議を通して、またいくつかの会議の中で検討を進めて最終的に計画を策定するスケジュールになります。

新しく子ども基本法という法律もでき、当事者である子どもたちの声をしっかり受け止めるために実態・意識調査やヒアリング調査も行ってきました。資料2の一番上の12月のところに、小中学生の意見や若者の意見を聴取することも含んだ計画策定のスケジュールになっています。

何かあれば、ご意見をいただければと思います。

会長：議事(2)について

新しい計画を立てる上でこれまでの計画の達成状況を評価検証し、策定を進めていくことになります。これまでの豊島区子ども・若者総合計画の目標の達成状況についてご説明をお願いいたします。

事務局：（事務局より資料に基づき説明）

会長：子どもや保護者に対する実態意識調査に基づき、豊島区の子どもや子育て家庭のおかれている状況が全体的にどういう傾向なのかを説明いただきました。

結果は概ね平成30年度に比べ、向上していると確認できますが、一部、⑤の子どもが自主的主体的に地域活動に参加できる機会がやや減っている。

⑭の子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合が前回とあまり変わっていない。⑳の自分のことが好きと回答した若者の割合も前回と変わっていない。そういう状況も見受けます。

一方で、全体的な傾向ですが、否定的な回答をした子どもや若者や子育て家庭もあり、なかなか相談できない、自分を好きだと思えばいいと回答した子どもたちもいることもしっかり受けとめる必要があると思います。

これまでの達成状況について、ご意見ご質問等がありますか。現場で子どもと関わったり、地域で活動している中で、実感されている等でも結構です。

委員：平成30年度の子どもたちが地域に参加していないが下がっている数値について、30年度前は、地域や業者行う行事がたくさんあり、31年度にコロナが始まり、令和5年の5月に5類になって昨年度の夏ごろから地域の行事が増えはじめ、やっと子どもたちが参加できる機会が多くなったと思っています。

コロナの時期に繋がりが薄れたものを、今、自分の中に取り戻そうとしているのかなと思っています。積極的に青少年育成委員の活動や、地域の祭礼などがずいぶん増えてきていると思っていますので、この数値は回復すると思います。

会長：コロナの影響があり、地域活動を自粛せざるを得ない状況から回復し始めたことで、以前のような活動が広がり始めているので、今後の数値は上昇するのでは、というご意見いただきました。この意見について事務局より補足がありますか。

事務局：この調査を実施したのが令和5年11月ですので、その11月から比べても地域活動は活発に以前のように取り組んでくださっていますので、その通りだと認識しています。

会長：委員の方でも地域で活動されている方が多くいらっしゃいますので、ぜひ、今後ともよろしく願いたします。それでは次の議題に移ります。

議題（3） 新たな豊島区基本計画について

事務局：（事務局より資料に基づき説明）

会長：これから作成していく子ども若者総合計画のこの基本構想は上位の計画構想として位置づけられていますので、基本構想素案のイメージについて、まだ検討中のものということですが、ご意見、ご質問等がありますか？

いくつかの素案イメージの柱がこの基本構想で示されていますが、子どもや若者支援に関わる部分が次の議題の施策の方向性というところにも繋がるので、議題4番の豊島区子ども若者総合計画の施策の方向性や、基本構想のイメージとも関係させて事務局からご説明ください。

事務局：（事務局より資料に基づき説明）

会長：資料6を説明いただきましたが、この子ども若者総合計画が子どもや子育て家庭や、若者の置かれた状況に対し、何を目指していくか、どういう課題を解決していくか、解決するためにどう支援が必要かといった、計画の柱になっていく理念と目指すべき目標を示したものになります。上位の計画である基本構想に示されている方向性と、矛盾がないように示すことも大事だし、豊島区は、子どもの権利条例を制定しているので、子どもの権利条例にある様々な権利を保障していくことを踏まえて、計画の理念を作り出すことも必要ですし、子どもたちが置かれている課題や直面している問題に対して、どう解決できるのか

現場から作り上げていくという視点も重要です。

次に、第1案という基本理念と目標について、ご意見やご質問はありますか。

委員：文章の中で、「子ども・若者」あるいは「子どもや若者」、あるいは「子ども若者」といろいろな言い方があり、年齢区分や言い方がもっとわかりやすいといいと思います。

会長：やはり計画なので、計画または施策の対象は明確に示す必要があります。

子どもといった場合にどの年齢構成なのか、若者といった場合はどういう年齢の若者が対象になるのかということについてしっかり示し、また表現の仕方も統一していく必要があると思います。事務局からは意見がありますか？

事務局：ご指摘いただいた対象や子どもの表現については、きちんと整理していきたいと考えています。

会長：はい、委員お願いします。

委員：基本理念ですが、基本構想のまち作りの方向性に合わせて変わっているという説明がありましたが、「ぬくもり」という表現が大変抽象的で何を指しているかがわかりにくいのです。どのようなイメージを考えればよいのですか。

会長：「ぬくもり」って人によって捉え方が違いますし難しいですね。

子ども家庭部長：子ども家庭部長です。

この「ぬくもり」の表現ですが、基本構想の審議会の中で出た言葉です。「ぬくもり」の意味について質問が出たことを、構想審議会の方で協議をし、わかりやすい表現、また意味がわかるように解釈をつけるなどの工夫をしたいと思います。

委員：現行の基本計画、子ども若者総合計画の中でも基本理念についてのご説明があるのかと思うのですが、わかりにくかったので質問いたしました。ご検討をお願いいたします。

会長：実は専門委員会でもちょっと難しい言葉だということで意見が出ました。

専門委員会ではいくつか出た意見だと、「強力にサポート」ということがやはり「ぬくもり」と一緒に、「強力に」というところが、少し抽象的だとか、「子どもの権利を尊重し」と書かれています、それは大事な視点ですがそれはあたり前のことだからどのようにもう少し一歩前進するべきではという意見がありました。また、行政計画なので、支援をする側からどう支援していくか、どう整理していくかの視点も大事だけれど、やはり子どもの権利条例を持っているので、主語を子どもや若者にし、子どもたちや若者たちがどのような状態になるためにどのようなまち作りをし、このような支援を進めるといように主語を当事者にして考えてみるという意見もありました。

議事は、以上4件で終了ですが、続いて報告事項が3点ございます。

いずれも子ども若者支援に大変深く関わる内容です。

1 点目は児童発達支援センターの開設についてご報告があります。

子ども家庭支援センター長：子ども家庭支援センター所長です。よろしくお願いいたします。

（ 担当課より資料に基づき説明 ）

会 長：今まで児童福祉事業としておこなってきた機能を強化して、障害のあるお子さんや保育所等の支援など児童発達支援センターという福祉施設児童福祉施設として力を入れていくというのですが、今後いろいろと関わりも増えてくる大事な施設になると思います。

2 点目は、今後の区立保育園のあり方に関する検討について担当課より報告をお願いいたします。

保育政策担当課長：はい。保育政策担当課長です。よろしくお願いいたします。

（ 担当課より資料に基づき説明 ）

会 長：区立保育園ということで大変貴重な公的社会資源の一つになってくると思います。今後どう展開していくかについて、この6月から議論をしていくということでした。

3 点目の報告事項は、母子保健事業についてということで担当課よりご報告があります。

健康推進課長：健康推進課長です。よろしくお願いいたします。

（ 担当課より資料に基づき説明 ）

会 長：妊娠期からの様々な支援の内容を説明いただきました。この件についてご質問等があればお願いいたします。

委 員：若いお父さんから質問があつて、新宿区は特別にドゥーラについて勉強会を開いているというのを聞いて、初めて聞く言葉に何のことだと思っていたら、豊島区の広報の新聞にもドゥーラについて載っていました。

今は若いお父さんも一緒に勉強し、お母さんの産前産後のケアをしていくっていう話がありました。勉強不足でよくわからなかったのかもしれませんがもう少し勉強会なども開いて、お母さんだけでなく、若いお父さんも積極的に子育てに参加してくれる社会になればと思うのですが、ドゥーラのことについて、区はどのように考えてらっしゃいますか。

健康推進課長：妊娠中からパートナーの方に出産や奥さんの体調などを正しく理解していただくことや、産後も一緒に子育てをすることが大切だと思っています。

以前からパートナーやカップルでできていただくパパママ準備教室を開催しております。

ずいぶん前は、参加数も少ないものだったのですが、昨今は若いお父さん方は、来るのが当然という感じで、積極的に多数参加しています。教室に来られるパートナー割合も年々上がっておりますので、これからも続けていきたいと考えています。

また産後の特定の支援についても、里帰り出産等もありますが出産後の入院期間が短くなっていて、割とすぐに家に戻られたりしますが、核家族なので生後1ヶ月2ヶ月ぐらいつらくなってくるお母様方も増えています。本当にパートナーの方の支援がとても大事だと考えています。区でも、産後のケアに直接助産師などの支援もありますし、助産師などから教育を受けた家事支援や育児支援を行うヘルパーのような支援師を産後ドゥーラと言ったりすることもあります。区でもそのような支援を一緒に行いたいと思います。

また男性の育児支援、男性の育児参加の支援といった取り組みも始めており、手探りですが今年度は、父親手帳といったものも作っていききたいという思いで、いろいろな案や力を借りながらチャレンジしています。

会 長 : 子育ての世代間継承のためにいろいろな取組を頑張っている方もたくさんいる一方で、孤立した中での子育ても増えていて、男女共同参画やどう子どもと向き合えばいいのか、難しいと感じている保護者も多くいると思います。今後、様々な支援がさらに重要になってくると思います。

委 員 : 豊島区で妊娠から出産子育て期の様々なプレゼントがあり、昔とは違うなと思いました。その中で対象・支給方法にいろいろと条件があります。出産時は当然、出生届を出すと思いますが、時期がくると対象の方に区から通知が送付され、赤ちゃん訪問やおめでとう面接などをご案内されていると思いますがその参加率は、ほぼ100%に近いのでしょうか。

健康推進課長 : 妊娠届出時の面接というのは以前から行っていましたが、面接率が6割台という時もありましたし、出生届も全員が出されますが、3者での面接時では同じような割合の時もありました。今は、経済的支援を具体的にすることで8割とか9割近くに上がっているという実情があります。また、来られるタイミングが早く、赤ちゃん訪問についても保健所にお知らせいただいて、助産師や保健師が訪問するのですが、元々90%超えだったのですが、100%近く90%後半というような割合で推移しています。若い方はSNSやいろんな形で情報も早いところもありますので、いろいろな取組をしているところが上手くメッセージとして伝わってご利用になる方が増えているかなと思います。区としてはそういったことで接触できた場合について、もしお困りごとがあれば、いつでもこのサービスご利用いただけるように支援していきたいと考えております。

会 長 : やはり必要としている方に、必要な支援がしっかり届くことがとても大事だと思いますので、様々な工夫をし、支援がしっかり届く仕組みを作り上げてほしいと思っています。議事は以上ですが、全体を通して意見や感想がありますか。

委員：私、西巢鴨小学校のPTA会長をしています、今後の区立保育園のあり方に関する検討についてなのですが、ここ数年で保育園が近隣ですごく増えました。

増えたことによって若い世代の家庭がずいぶん助かっていると思いますが、豊島区は区立の幼稚園が少ないなという印象を受けています。

私の家庭もずいぶん遠くの幼稚園に通っていましたし、近隣のご家庭も区外の幼稚園にバスで通われている方が非常に多いので区立の幼稚園は増えないのか疑問です。区立幼稚園も増えれば、若い世代のご家庭が子育てしやすいのではと感じています。

会長：コロナ前には待機児が多くいて、今は待機児が解消されましたが、乳幼児期の子どもたちがしっかりと育つ場として保育所を中心に充実させてきたような経緯があります。

区立幼稚園についてどのような状況でしょうか。

教育施策推進担当課長：区立幼稚園は、区の東西と真ん中に位置づけられ、西巢鴨幼稚園、池袋幼稚園、南長崎幼稚園と3件あります。

昨今の共働き世帯による上昇も踏まえ、実は区立幼稚園の園児数はピーク時から下がっており、厳しい状況です。現在、豊島区では教育ビジョンという策定をしています、その下部組織として幼児教育、幼稚園も含め部会を作りどうしていくのか検討を進めています。今後の区立幼稚園のソフトな部分やハードな部分についても全体を検討し、方向性が示されたところで、教育ビジョンにも反映させていきたいと思っています。

委員：基本構想の理念のところで、声なき声へ耳を澄ませいうところで、障害のある人、外国人とありますが、今は、外国籍の方が全く近所でも情報がない中で、どこの学校に通わせたらよいかわからないという悩みがあるそうです。自分の子どもがどの学校をどう選んでよいかわからないまま通わせても困るのではないのでしょうか。もう少し、外国籍の子どもを受け入れる体制や学校の状況を公開していただけると外国籍の方も選びやすいと思います。我々も相談や支援をするのに、もっと情報が欲しいと思います。

会長：豊島区は、外国にルーツのある保護者やお子様の割合が高いと思います。

事務局よりお願いいたします。

教育部長：教育部長です。基本的には住所のある学区域の学校に行くことになります。どこに相談してよいかわからないということがやはり大きな課題で、こちらもいろいろと周知をしています、まず学務課に入学手続きに来ていただき、相談があれば日本語教室のある学校や教育センターでは日本語の指導員を派遣するような事業について通訳等通して、相談もできます。兄弟の関係や、何か事情があれば、その外国籍の方に適した学校を紹介することもできます。最近では民生委員の方が外国籍の方を連れてきてくださったり、NPO法人の方の協力があって、学務課へお越しいただいたり、地域でも連携し協力いただいています。

ホームページやパンフレットなどを作成し、どうしたら外国籍の方が相談窓口に来てくれるようになるのか、相談窓口を知っていただけるのかの工夫はしていますが、日本語がわから

ない外国籍の方にお知らせすることや相談に繋げることが難しく、大きな課題だと認識しています。

会 長 : 今回、子ども若者総合計画を策定しているわけですが、実際に動かしていくのは、やはり現場で困っておられる方をどう相談機会につないでいくかということが大変重要になると思いますので、そのような視点も含み込み今年度、計画策定を進めていければと思っています。以上で終了となりますが、里親の資料を説明いただいて事務局にお返しいたします。

児童相談所長 : 児童相談所長です。豊島区では、里親を増やそうという取組を行っています。豊島区には 22 の小学校区があり、その小学校区に 2 人ずつの里親さんを増やし、児童相談所には、一時保護ということで学校に行けない子どもがいますが地域の里親さんの元から学校へ行ける子どもたちを増やす活動を現在、進めておりますので配布させていただきました。よろしく願いいたします。

事務局 : 次回の会議では、計画の素案を審議いただく議事となっております。9 月上旬に開催をしたいと考えております。
日程が決まり次第、委員の皆様にはご連絡をさせていただきます。

会 長 : 以上をもちまして、青少年問題協議会第 4 回定例協議会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。